

## 労働保険(一人親方)の年度更新

労働保険は、毎年4月1日から翌年3月末が年度になります。一人親方労災の年更は、3月中におこないます。事業所労災の年更は、4月に入ってから加入事業所に直接案内を送付します。

同時に、総合賠償責任保険・労働災害総合保険の更新の手続きをおこないます。

### 日程

**3月22日(金)・25日(月)・26日(火)の3日間**

**午前10時と午後2時の2回**

**※3月中に年度更新いただけない場合は、4月から労災保険が適用できなくなります。**